

第41回 上野焼春の陶器まつり



春の上野路を散策しながら上野の伝統美を体感しませんか。期間中は毎年好評のスタンプリーも行われます。

四百年以上の歴史を誇る国の伝統的工芸品「上野焼」。今年も恒例の「春の陶器まつり」の季節を迎えました。あなただけの逸品をお買い得価格でお求めできる機会です。ぜひ足をお運びください。

期間 ▶ 4月25日(土)～27日(日)
場所 ▶ 上野焼陶芸館・参加13窯元
問 上野焼協同組合 ☎28-5864

traditional craft

インフォメーション & ニュース in FUKUCHI

ember collection

日本最大級の祭「博多どんたく港まつり」に、田川市郡合同観光PRチーム「田川まるごと博物館どんたく隊」が出場します。あなたも各市町村のマスコミたちと田川をPRしませんか？
参加無料
日程 ▶ 5月3日(土) 14時～
会場 ▶ 博多どんたく港まつり会場
募集 ▶ 田川市郡内に在住、もしくは通勤・通学している人で、田川の観光PRに興味のある人(定員60人)
申込締切 ▶ 4月16日(日)
※参加要項・申込書はまちづくり総合政策課で配布
問 田川広域観光協会 ☎45-0700



毎年200万人以上にぎわう「どんたくパレード」

博多どんたくで田川をPRしませんか？

ocal activity

身近な地域のために「何が出来るか」を考え、実践しようとして昨年7月から始まった「地域活動スタートアップ講座」。最終日の3月13日に、半年間の成果を報告する「シェアミーティング」が中央公民館で公開されました。受講生の5グループ13人が、子育てネットワークづくりや自然を生かした町の活性化など、住民目線の地域おこしを発表。また、これからの活動に向けた交流会も行われ、約30人の見学者が詰めかけた会場は、町のよりよい未来へ向けた熱い想いで満たされていました。



終始和やかな雰囲気で行われました

地域活動スタートアップ講座シェアミーティング

地域おこしに取り組んだ半年間の成果を共有

田川っ子「10の約束」

- わたしをみがく5つの約束
1. 元気よくあいさつをします。
2. 大きな声で返事をします。
3. 人の話をしっかり聞きます。
4. 正しい言葉づかいを身につけます。
5. 学校でも家でも真剣に学習します。
みんなと生きる5つの約束
6. いじめをしません。
7. 暴力をふるいません。
8. きまりを守ります。
9. 自分の責任を果たします。
10. 掃除や後かたづけをきちんとします。

田川の子育ていつでも10か条

- 1. 元気よくあいさつができる子どもに育てます。
2. 大きな声で返事ができる子どもに育てます。
3. 人の話を聞くことができる子どもに育てます。
4. 正しい言葉づかいができる子どもに育てます。
5. 学校でも家でも真剣に学習できる子どもに育てます。
6. いじめをしない子どもに育てます。
7. 暴力をふるわない子どもに育てます。
8. 学校や社会のきまりやルールを守る子どもに育てます。
9. 自分の仕事や役割をやりとげる子どもに育てます。
10. 掃除や後かたづけができる子どもに育てます。

これまで田川市郡の小中学校では、児童・生徒への指導を各学校ごとの校則や決まりをもとに行ってきた。しかし学校ごとに異なる指導では、教育方針に共通性がない、課題も多くありました。そのため、田川地区の教育環境を改善することを目的に、昨年度、田川市郡統一の指導方針を作成。田川に住む子どもたちの健全な育成にむけ、校区を越えた教育を行っています。ここでは田川地区で取り組んでいる統一のきまりをご紹介しますので、家庭や地域でも実践していただき、子どもたちの健やかな成長にご協力をお願いいたします。

みんなが守ろう！ 「共通の決まり」

田川市郡

田川市郡小中学校共通のきまり

- 1. 携帯電話を学校に持って来ません。
2. 容姿は自然な形にし、髪染め、ピアス、まゆそり、極端な髪型などはしません。
3. お金の貸し借り、やりとりは絶対しません。
4. 法律に定められたとおり、たばこ、シンナー、薬物などの使用はしません。

raud case

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」が多発しています

行政関係者を装った詐欺にご注意を！

消費税の引き上げに伴い、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の支給が決定していますが、現段階では給付や町民のみなさんからの申請などは行っていません。具体的な申請の方法などが決まり次第、速やかに広報紙などでお知らせいたします。また、これらの情報を悪用し、手数料の振り込みや個人情報をだまし取る詐欺が多発しています。行政関係者を装った詐欺には十分ご注意ください。



詐欺から身を守るために...

- ▶ 町や県がATM(コンビニ・銀行などの現金自動支払機)の操作をお願いすることはありません。
▶ 給付金を支給するために、現段階では銀行口座の確認や手数料の振込依頼は行っていません。
▶ ご自宅や職場などに町や県の職員などを装った電話や郵便などが届いたら、迷わず役場や最寄りの警察にご連絡ください。

問 福祉課 ☎22-7763